

# ○喬木村活性化創造支援金交付要綱

(平成 19 年 3 月 23 日告示第 35 号)

改正 平成 22 年 3 月 23 日 告示第 1 号

平成 24 年 3 月 21 日 告示第 6 号

平成 25 年 3 月 21 日 告示第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、住みよい地域社会を目指し、特色ある創造的な地域づくりと活性化を支援するため、喬木村活性化創造支援金（以下「支援金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第 2 条 支援金は、次の各号のいずれかに該当するものに対して交付する。

(1) 村内の行政区

(2) 公共的活動又は地域の活性化に取り組む団体

(交付対象事業)

第 3 条 支援金は、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む創造的な事業に対して交付する。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金の対象となる事業は、交付対象事業としない。ただし、村長が特に認めたものについては、この限りでない。

(支援金の交付額)

第 4 条 支援金の総額は予算の範囲内とし、ハード事業については交付対象経費の 3 分の 2 以内の額で上限を 50 万とし、ソフト事業については交付対象経費の 4 分の 3 以内の額で上限を 30 万円とする。

(交付の手続き等)

第 5 条 支援金を受けようとする行政区及び団体の長は、交付申請書を 5 月 31 日までに提出するものとする。

2 支援金の交付及び決定等の手続きについては、喬木村補助金交付規則（昭和 45 年喬木村規則第 14 号）の例による。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(申請期日の特例)

2 平成 19 年度に限り、申請期日を 11 月 30 日とする。

附 則 (平成 22 年 3 月 23 日告示第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 21 日告示第 6 号)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 21 日告示第 7 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。